

学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める請願書

衆議院議長
参議院議長

殿
殿

年 月 日

紹介議員

請願者 氏名

外

名

住所

請願趣旨

学童保育（放課後児童クラブ）は、1997年に児童福祉法に位置づけられ、2015年には、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」と）と「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、国の予算も拡充されつつあります。

2020年3月、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校の「臨時休業」中も、学童保育は、国から「原則開所」を保育所と同様に求められました。学童保育を開所したことで、保護者の就労と社会の機能を支えてきました。しかし、「省令基準」に示された、施設の広さ（児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上）や子ども集団の人数規模（おおむね40人以下）は、すべての学童保育では実現できていません。「3密」など感染リスクを避けるために、保護者の判断や市町村からの「利用自粛」の要請で、子どもを心配しながら留守番させた保護者や、学童保育に行きたいのに我慢して自宅等で過ごしていた子どもたちがいました。学童保育では、その日出席している子どもだけでなく、欠席した子ども、欠席しがちになっている子どもも含めて、生活の連続性を考えて日々の生活づくりを行っています。今回のコロナ禍で、指導員は子どもや家庭ともさまざまな方法でかかわってきました。地域によっては、分散登校の時期も含めると4か月近くもの間、一日保育がつづいたところもあります。感染拡大防止に努めながら子どもたちの安全を確保することとあわせて、子どもたちの情緒の安定をはかること、生活環境の変化に伴う家庭の養育基盤の弱まりや虐待のおそれがある場合の対応などもしてきました。コロナ禍にあって、「孤独」「孤立」になりがちな子ども・保護者をつなげる役割を学童保育が担っています。

自治体や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな格差があります。今般、公立小学校の学級人数の上限を35人に引き下げる法改正を行うことが示されました。学童保育も、指導員の資格と配置基準、広さや子ども集団の人数規模について基準が遵守されて「全国一定水準の質」が保たれることが必要です。

上記の趣旨により以下の請願をいたします。

請願事項

- 第198国会で採択された「学童保育（放課後児童健全育成事業）を拡充し、子育て支援の充実を求める請願」を国の責任で具体化してください。
- 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、さらには新興感染症にも対応していくためにも、「指導員の資格」、「配置基準」、「広さ」、「子ども集団の人数規模」を早急に改善してください。上記の趣旨をふまえて、「第9次地方分権一括法」の附則による「施行後3年」の見直しの際には、学童保育の基準を拡充してください。

氏名	住所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

※この署名用紙は厳重に保管し、集計後国会に提出します。記入された個人情報、本国会請願以外の目的に使用いたしません。
※請願署名の説明や記入する際の注意事項は裏面をごらんください。同じ住所が続く場合は省略しても構いませんが、必ず「同上」と書いてください。「//」は不可です。

Q1 請願って、なんですか？

憲法16条で国民の権利として保障されている請願権にもとづいて、国民が国政に対する要望を直接国会に届けることです。

請願は、請願者一人と紹介議員一人で行うことができますが、多くの人々の共通の願いを「請願事項」としてまとめ、それに賛同する多くの人々が請願者となって届けることで、大きな力を発揮します。署名された皆さんは、すべて「請願者」となります。

Q2 なにを請願するの？

国は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）を公布し、あわせて「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。これにもとづいて市町村（特別区も含む。以下同じ）が最低基準となる条例を定め、2015年4月より「子ども・子育て支援新制度」がはじまりました。しかし、「省令基準」策定からわずか5年後、「人手不足」を理由に、「従うべき基準」（それを下まわった基準を定めることはできないもの）として定められた指導員の資格と配置基準が「参酌すべき基準」（それを参考にして定めるもの）とされ、2020年4月に施行されました。2020年9月末の時点で、指導員の資格と配置基準について、国と異なる規定を設けた自治体が32か所あります。今回の請願は、指導員の資格と配置基準を「従うべき基準」に戻すこと、そのほかの「参酌すべき基準」も順次「従うべき基準」とするよう求めるために行います。

Q3 「従うべき基準」って大事なの？

省令策定当時、「従うべき基準」として、学童保育には2人以上の有資格者を配置することとその有資格者の要件との2つが定められていました。「省令基準」に示された内容は、全国すべての学童保育に通う子どもたちに「全国的な一定水準の質」を保障するためには必要不可欠のもので、子どもの命を守り、安全で安心できる「生活の場」を保障するうえで、とても大切なことです。

署名方法

- ① 日本国内に在住であれば、国籍・年齢の制限はありません。外国籍の方や未成年の方も、署名することができます。
- ② 本来はご本人自筆の署名が望ましいのですが、その方の了解を得られれば代筆も可能です（体が不自由な方、まだ字が書けない子ども、遠方の方など）。
- ③ できるかぎり黒のボールペンで書いてください（青でも可）。鉛筆など、消せるもので書くことは不可です。
- ④ 住所は、都道府県からお願いします。同じ住所・名字が続く場合は、住所は省略してもかまいませんが、必ず「同上」と書いてください（「//」は不可）。
- ⑤ 書き損じた場合は、2本線で消して、正しいものを書きこんでください（修正液などで消すのは不可）。

Q4 なぜ、いま、請願署名に取り組むの？

参酌化を決めた「第9次地方分権一括法」の附則では、「施行後3年」（2022年度中）の見直しを行うことが定められています。この見直しにむけて、全国の学童保育関係者に広く呼びかけて請願署名に取り組み、私たちの声を直接国会に届けることにしました（2021年4月11日開催の全国運営委員会で確認）。

学童保育が1997年に児童福祉法に位置づけられたのも、関係者が国の制度化を求める国会請願（第1回目は1973年）や、保護者・指導員らの切実な「一人ひとりの声」を国や自治体に届ける取り組みを行い、社会の反響を呼んだことが大きな力となりました。

Q5 集まった署名はどうするの？

署名は、各地域の連絡協議会でまとめられ、全国学童保育連絡協議会に届けられたのち、請願要旨に賛同してくださる国会議員の紹介により、国会に提出します。

集められた署名を衆議院と参議院にどのように振り分けて提出するか、いつ、どの国会議員に紹介をお願いするかは、全国学童保育連絡協議会が責任を持って判断します。

Q6 いつまでに集める予定なの？

2021年秋に開催されるであろう臨時国会と、2022年年明けから開催される通常国会に提出することを見据えて、第一次集約日

2021年9月30日

とします。全国学童保育連絡協議会に届けてください。コロナ禍にあつて、保護者会・父母会や地域連絡協議会の会議が開催できないなど、直接顔を見て話したり、手渡したりすることができない時期ですが、工夫しながら取り組みましょう。

問い合わせ先 全国学童保育連絡協議会または下記まで

愛知学童保育連絡協議会

〒456-0006

愛知県名古屋市熱田区沢下町 9-7-307

TEL：052-872-1972

FAX：052-308-3324

Email：aichigakudou@gakudou.biz

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13 井口ビル2F
TEL 03-3813-0477 FAX 03-3813-0765 (2021.5.17)